

2018年7月25日

財務大臣 麻生 太郎 殿

筑波研究学園都市研究機関労働組合協議会
議長 瀬尾 茂美

日本国家公務員労働組合連合会
中央執行委員長 岡部 勘市

全国大学高専教職員組合
中央執行委員長 中富 公一

特殊法人等労働組合連絡協議会
議長 竹内 清

独立行政法人・国立大学法人等の 運営費交付金拡充等を求める要請書

独立行政法人（中期目標管理法、国立研究開発法人、行政執行法人）・国立大学法人等の運営費交付金は削減され続けています。運営費交付金の削減は、医療・研究開発・教育などをはじめとして多岐にわたる業務を通じて国民の安心・安全を守り、産業活動の基盤を支える独立行政法人の安定的運営を困難にしています。また、国立大学法人・大学共同利用機関法人・国立高専の高等教育においても、学術研究、附属病院での医療の機能を低下させるとともに、国民の教育を受ける権利の後退を招く原因となっています。

現場では、行革推進法による人員削減もかさなって、正規の職員・教員の採用が難しいため、非正規職員・教員でその場をしのぐ法人が増え、業務や研究の質や継続性が保てなくなっている現状です。研究分野では、ノーベル賞受賞者が口を揃えて、運営費交付金を拡充して基盤的研究が安定的におこなえるよう措置することの重要性を指摘し、運営費交付金の削減が研究資金に直接影響し、経常的な研究活動を阻害していることへの危惧を表明しています。

一方、多くの非正規職員・教員や任期付研究員は、不安定で劣悪な労働条件を強いられています。運営費交付金の削減がつけられるなかで、予算目処が立たないために、有期契約職員の無期転換が困難と主張して、脱法的な労働者の雇い止めを行う法人も出てきています。

国民生活の安定、社会経済の健全な発展、社会の進歩と福祉の向上のためには、独立行政法人・国立大学法人等の運営費交付金の拡充が必要です。

つきましては、貴職に対し、下記事項が実現するようご尽力いただくことを要請します。

記

1. 独立行政法人等が行う国民の安心・安全を守り、産業活動の基盤を支える業務の維持・拡充をはかるため、必要な運営費交付金を確保すること。
2. 国立大学法人等の高等教育、学術研究、附属病院での医療の質の向上を図り、国民の教育を受ける権利を保障するために必要な運営費交付金を確保すること。
3. 法人運営の実態に応じた必要な増員を含め、総人件費の増額を認めること。

以 上